

京都妙顕寺における日蓮真蹟の伝来について

寺 尾 英 智

はじめに

日蓮の真蹟遺文の文献学的研究は、近年の真蹟遺文原本の調査による基礎的データの蓄積により形態論を中心に研究が深められてきている。本稿では、このような原本の調査に基づき研究の一事例として、京都妙顕寺に伝わる真蹟遺文を取り上げ、その形態を明らかにする基礎作業として伝来について検討する。

京都日蓮教団の諸本山には、全体として数多くの真蹟遺文が伝えられているが、各本山に分散されて所蔵されていることや断片が多いことから、その伝来については従来深くは検討されていない。周知のように妙顕寺は、日蓮の孫弟子日像が京都における日蓮教団最初の寺院として開創し、四条門流の本寺として西国の日蓮教団の中心に位置した最有力寺院の一つであり、点数としてはさほど多くはないがまとまった真蹟遺文を伝えている。そこで、妙顕寺における真蹟遺文の在

り方を探ることは、他の京都諸本山における真蹟遺文の伝来を考察する上においても意義あることといえよう。

一

妙顕寺に現在伝わる日蓮真蹟遺文は、『神国王御書』『強仁状御返事』『三八教』『八宗違目鈔』『守護国界章等要文』『常楽我浄御書(断簡一六六)』『陰徳陽報御書』『兩人御中御書』『神力品要文』『法華秀句等要文』の十点であり、はじめの五点は卷子装、残る五点は掛幅装となっている。そこでまず、真蹟の現在の装丁と、表具に記された銘文について見ることにしたい。

卷子装の五点は、質量ともに妙顕寺に伝わる真蹟遺文の中心を成している。このうち『神国王御書』二巻、『強仁状御返事』『三八教』の二巻、『八宗違目鈔』一巻がそれぞれ専用の箱に収納されるが、卷子の装丁はいずれも同一の体裁である。表紙には裂地を使用し、『強仁状御返事』『三八教』『八

京都妙頭寺における日蓮真蹟の伝来について(寺尾)

一三三

宗達目鈔』は共裂を使用する。本紙部分は裏打紙の天地を本紙より大きく取って台紙貼りの形を取るが、台紙部分は五点共に共紙である。軸首にはいずれも八角の水精を使用するなど、比較的豪華な装丁となっている。

『神国王御書』は、四四紙を天・地二巻に分巻するが、天巻の表紙見返に、

当山第十七世 日延(花押)ノ斯表軸修補寄進之主ノ打它土左掾

源景軌ノ明曆第三龍集丁酉孟秋吉祥日

と記され、地巻の表紙見返に、

斯表軸寄附之主ノ打它土左掾源景軌

と記されている。同様の銘文は、『強仁状御返事』『三八教』『守護国界章等要文』の表紙見返にも、

日延(花押)ノ斯(此)表軸修補寄附(進)之主ノ打它土左(佐)

掾源景軌

と、年月はないものの記されている。これらの銘文から、『神国王御書』をはじめとする五点は妙頭寺十七世日延代の明曆三年(一六五七)秋に修理が行われたことが明らかとなる。また、五点が同一装丁であることから、現在の装丁自体も明曆三年の修理によるものといつて良からう。妙頭寺へ伝わったのは、五巻がまとまって修理されていることから、同年をかなり遡ることは確実である。

掛幅装の五点は、『兩人御中御書』を除く四点はある遺文

の一部分、即ち断片である。表具は卷子の場合のように共通することはなく、五点とも別個である。

『常楽我浄御書』は、書状の第五紙・第六紙に相当する二紙を上下二段に表装する。表具のウハマキに「御真筆御消息 奉感得日堯」と記され、日堯が感得、すなわち入手したものであることが判明する。この日堯は、銘文の筆跡から妙頭寺十二世日堯であると考えられる。

『陰徳陽報御書』は、書状末尾の第十一紙・第十二紙に相当する二紙を左右に並べて表装する。専用の収納箱があり、蓋に「妙頭寺常住 紹益寄附」と記される。表具のウハマキにも「叶之御消息 佐野紹益寄附」と、名称と寄進者が記されるが、さらに表具裏に、

自いよく至恐々廿三行但除月日御判(略)貞享二龍集乙丑曆ノ九月十二

日ノ洛陽妙頭寺二十世御返事◎日耀(花押)ノ佐野氏ノ紹益寄附

と記される。この銘文によって、本書を所持していた佐野紹益によって貞享二年(一六八五)妙頭寺霊宝として寄進されたことがわかる。なお、『陰徳陽報御書』の前に接続する書状第十紙の断片一幅(『不孝御書』)が京都妙覚寺に伝わるが、伝来については未詳である。

『兩人御中御書』は、首尾完結した二紙の書状で、二紙を左右に並べて表装し、専用の収納箱がある。表具裏には、

四海唱導常住ノ感得主ノ第廿一世ノ日宗(花押)ノ元禄丙子曆ノ卯月

下旬八日

と記され、元禄九年（一六九六）に妙顕寺二十一世日宗が感得し妙顕寺什物となったことがわかる。

『神力品要文』は、法華経如来神力品の要文三行の断片一紙である。表具裏に、

此御消息一幅、当寺御宝蔵品川本照寺唯妙院／奉納之、妙顕寺／元禄第十四辛巳二月八日 日恵（花押）

と記され、元禄一四年（一七〇一）品川本照寺唯妙院が妙顕寺に奉納した旨が二三世日恵によって記される。

『法華秀句等要文』は、『法華秀句』等の要文十四行の断片貼合一紙である。表具裏に、

自秀句云至義可知十四行宗祖大菩薩之／御真輪更無疑慮者也、妙

顕寺十八世日春（花押）／廿世勝光院日耀（花押）／延宝元年太歳七月

良日奉感得之花房氏円持院宗順日玄

と記され、延宝元年（一六七三）花房氏が入手したもので、日蓮真蹟に疑慮無き旨を妙顕寺十八世日春・二十世日耀が連署して証している。この真蹟は、近時になって妙顕寺に奉納されたことが現在の宝物台帳によって判明する。

現在の装丁と、表具に記された銘文を検討した。その結果、妙顕寺に伝わる真蹟遺文は次のように分類することができよう。

(一) 明暦三年に修理が行われているもの。卷子装の五点

京都妙顕寺における日蓮真蹟の伝来について（寺尾）

(二) 日堯が感得したもの。一点

(三) 江戸時代に寄進されたもの。三点

(四) 近時に寄進されたもの。一点

妙顕寺で真蹟遺文の修理が行われた明暦三年の前後は、また諸本山においても真蹟の大修理が行われた時期である。中山法華経寺における正保三年（一六四〇）の修理をはじめとして、比企谷妙本寺、玉沢妙法華寺、池上本門寺、身延山久遠寺などが判明している。妙顕寺における卷子本の修理は、このような江戸時代前期における一連の真蹟修理の動向の中に位置付けることができる。

二

表具に記された銘文の検討により、十点の真蹟遺文のうち掛幅装の五点は、妙顕寺の所蔵に帰した時期がほぼ明らかとなったが、妙顕寺所蔵の真蹟遺文の主要な部分を占める卷子装の五点については、江戸時代の修理が明らかになったのみである。そこで、宝物目録に注目したい。

寺院において集積された古文書や聖教について研究するとき、歴代住職が作成した宝物、聖教の目録は重要な役割を果たす。このような目録として中山法華経寺の『常修院本尊聖教事』『本尊聖教録』、身延山久遠寺の『大聖人御筆目録』等が知られているが、妙顕寺の場合、最も時代を遡るものは管見

の限り十世日広の『重書記録』で、天文十五年（一五四六）五月の成立である。詳しくは別稿に譲るが、天文二十一年（一五五二）三月日付の日広置文によれば、天文五年（一五三六）の天文法難以後「重書霊宝」は堺津に預け置かれており、『重書記録』はこの預け置かれた「重書霊宝」の目録として作成されたと考えられる。『重書記録』は収納について記さないが、置文によれば「重書霊宝」は「革籠」に収納されていることがわかる。

『重書記録』は、「日蓮大菩薩御筆」「日朗御筆」「日像御筆」その他の四項目に分類整理するが、「日蓮大菩薩御筆」即ち日蓮真蹟の項目は冒頭に位置し、妙頭寺に伝わる「重書」の中でも最も重要視されていることが分かる。ここには五点が掲載されるが、このうち「玄旨一紙」の一点は「玄旨本尊」と通称される日蓮真蹟の曼荼羅本尊を指すと考えられるので除外し、あとの四点を一覧すると次のとおりである。

重書記録の記事

現況

強仁上人抄	紙九枚	強仁状御返事	一卷
八宗違目集	紙廿一枚	八宗違目鈔	一卷
三八教抄	紙十五枚半	三八教	一卷
神国王抄	紙四十五枚	神国王御書	天・地二巻

この記録によって、巻子の五点のうち四点は天文年間に伝来が溯ることが明らかとなった。天文法難の戦火をくぐり抜け

て伝えられたのである。なお、「神国王抄」の部分には「コレハ天文十六ノ冬京都へ所持也」と注記されていたから、他の三点に先立って日広によって京都へ持ち帰られたことが知られる。

『重書記録』に次ぐ宝物目録は、十二世日堯の『妙頭寺重書之目録』である。末尾を闕失しているため成立年次は未詳であるが、日堯が妙頭寺十二世となった天正六年（一五七八）から退山する文禄二年（一五九三）までの間の成立であると考えられる。

『妙頭寺重書之目録』は宝物を収納する箱ごとに分類整理するが、日蓮真蹟遺文は最初に記される「革籠入分」の項目に見られる。「革籠入分」の項目では冒頭に

「神国王抄」「八宗違目集」「三八教抄」「強仁上人抄」の四点が『重書記録』と同様に記され、伝来が確認される。さらに、同項目中に

一袋 世尊法久後抄 蓮師御筆／七月十四日御消息 越前妙泰寺
寄進之

と、『重書記録』に未見の二点が記される。「世尊法久後抄」は、本文の内容から『守護国界章等要文』であろうと思われる。

『守護国界章等要文』には、本文二紙に続いて妙頭寺五世朗源の奥書一紙が貼り継がれている。この奥書によれば、貞

和三年（一三三七）五月四日に妙如が関東より上洛した時に法師（四世妙実）にもたらされたものであるという。朗源自らが奥書を記していることから、『守護国界章等要文』は妙実から朗源へと相伝されたと考えられる。管見の限り、真蹟遺文が京都へ将来された最古の事例である。しかし、『守護国界章等要文』が日広の段階において妙頭寺重書としては相伝されていなかったことは、『重書記録』に記載がないことから明らかである。「七月十四日御消息」は、七月十四日の日付をもつ書状であると考えられるが、具体的には未詳である。

『妙頭寺重書之目録』では「革籠入分」の項目の他にも、「赤漆絵箱入目録」に日蓮真蹟遺文の記載が見られる。この項目は末尾に「右一箱分日堯代奉集者也」と記され、日堯の代に蒐集した宝物であることが分かる。ここには六点が記されるが、日蓮真蹟遺文は三点あり、

一、蓮師 御消息巻幅 紙式枚／一、蓮師 御消息巻幅 紙式枚／
一、蓮師 御消息 巻幅 紙式枚

と記される。このうち「紙式枚」とある一幅は、現在伝わる真蹟の表具のウハマキに「奉感得日堯」とあり紙数が一致することから『常楽我浄御書』に比定されよう。残る二点については、未詳である。

おわりに

本稿では、真蹟遺文の現在の装丁に記された銘文、さらに宝物目録という記録を中心に伝来を検討して来た、その結果、①妙頭寺の真蹟遺文の中心を成す卷子装の遺文は、天文法難を越えて伝えられたもので、江戸時代初期に修理が行われていること、②掛幅装の真蹟遺文は一点を除き江戸時代に妙頭寺に伝わった事を明らかにした。真蹟各々の形態についての問題は別稿を期したい。（註は省略しました）

〈キーワード〉 日蓮真蹟遺文、京都妙頭寺、天文法難
(立正大学講師)